

新施設の避難所としての機能等

区 分	現在の方針	考え方
建 物	木造平屋建て	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー対応 ・ 木材利用の促進 (藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針) ・ 新耐震基準 (震度6強～震度7でも倒壊しない耐震強度)
機 能	片瀬中学校（指定避難所）の拡張機能として、水害及び震災時に要配慮者を受け入れる。	単独で指定避難所とするには施設の面積が限られるため、片瀬中学校の拡張機能として補完的な役割を果たす。
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線機（片瀬中学校との連絡） ・ 太陽光発電設備、蓄電設備 ・ 防災備蓄倉庫 	他の避難所と同等の水準とする。
使用条件	片瀬中学校の収容状況によって、要配慮者の避難スペースが不足したときに使用する。	片瀬中学校の拡張機能として必要なときに限り使用する。 (避難所としては周知しない。)
運 営	原則として、自治会・町内会や自主防災組織等の自治組織、避難者、市職員（従事職員）、施設管理者が協力して運営する。	指定避難所と同様の扱い。